

第2号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更について <諮問:生駒市決定>

今回の大和都市計画生産緑地地区の変更内容

変更内容	件数	地区番号
生産緑地地区の指定を削除するもの	3件	95の一部 96 216

生産緑地地区の指定を削除するものについて

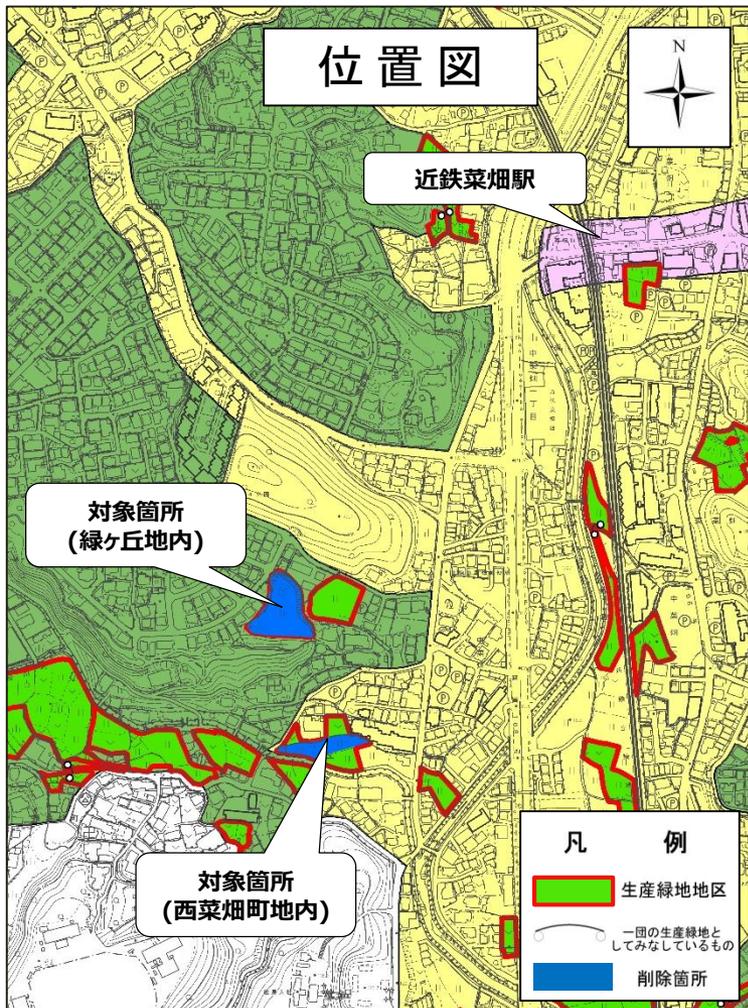
○変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、都市計画の変更を行うものである。

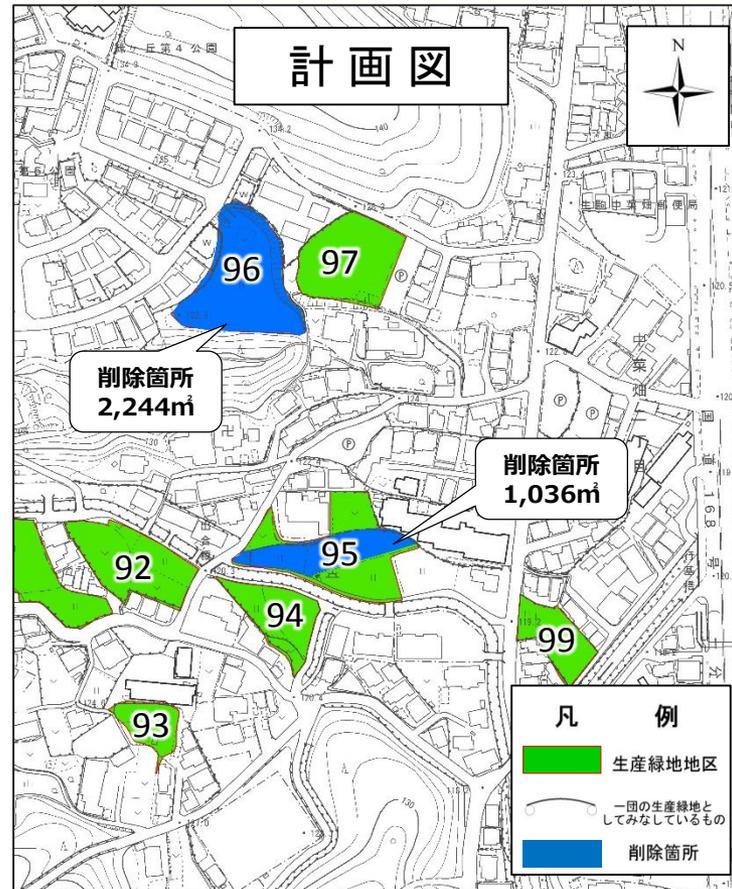
○変更内容

内容	件数	地区番号
生産緑地法第10条の規定による買取り申出の結果、同法第14条の規定に基づき行為制限が解除されたもの (216については、生産緑地法第10条の規定による買取り申出の結果、生産緑地地区としての規模の条件に該当しなくなったものを含む)	3件	95の一部 96 216

位置及び変更内容



地区 …… 西菜畑町・緑ヶ丘地内
位置 …… 近鉄菜畑駅南西約500m



変更経緯

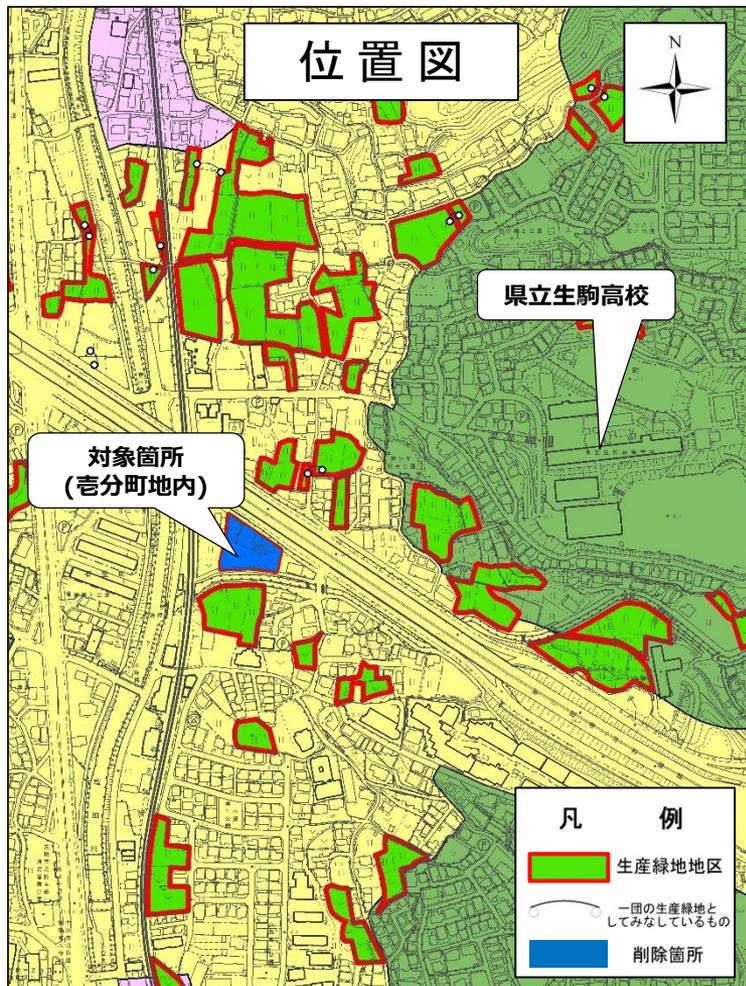
- 平成30年 6月27日 生産緑地買取り申出 (主たる従事者の死亡)
- 平成30年 7月24日 買い取らない旨の通知
- 平成30年 7月26日 農業委員会、JAへの斡旋
- 平成30年 9月27日 生産緑地法第7条から第9条解除

○買取り申出により削除するもの その1

地区番号	所在地	面積(m ²)
95の一部	西菜畑町1510番1	336
	西菜畑町1511番	700
小計		1,036

地区番号	所在地	面積(m ²)
96	緑ヶ丘1451番	2,244
小計		2,244

位置及び変更内容



地区 … 沓分町地内
位置 … 県立生駒高校南西約400m



変更経緯

- 平成30年 7月 9日 生産緑地買取り申出
(主たる従事者の故障)
- 平成30年 8月 7日 買い取らない旨の通知
- 平成30年 8月 7日 農業委員会、JAへの斡旋
- 平成30年10月 9日 生産緑地法第7条から第9条解除

○買取り申出により削除するもの その2

地区番号	所在地	面積(m ²)
216の一部	壱分町211番1	559
	壱分町212番1	272
小計		831

○買取り申出により生産緑地地区としての規模の条件に該当しなくなったもの

地区番号	所在地	面積(m ²)
216の一部	壱分町174番1	146
	壱分町210番1	312
小計		458

合計	4,569m ² (0.46ha)
----	---------------------------------

生産緑地地区 増減集計表

内容	地区番号	面積(m ²)	地区数
生産緑地地区の指定を削除するもの	95の一部 96 216	-4,569	-2ヶ所
計		-4,569	-2ヶ所

生産緑地地区 新旧対照表

面積	地区数
<約40.49ha>	<255ヶ所>
約40.03ha	253ヶ所
(-約0.46ha)	(-2ヶ所)

< >内数字は変更前
()内数字は増減数

生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	平成31年1月16日(水)
告示番号	生駒市告示第4号
縦覧期間	平成31年1月16日(水)から 平成31年1月30日(水)まで
変更に係る都市計画を定める 土地の区域	壺分町、西菜畑町、緑ヶ丘の各一部
縦覧者数 (都市計画課窓口)	なし
意見書の提出	なし